

参 考 資 料



☆ ファシリテーター 魔法の言葉 ☆

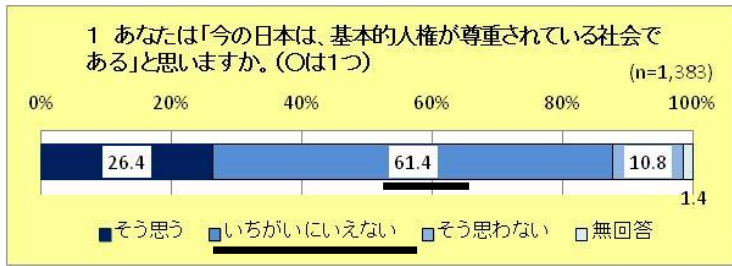
	言葉かけの例
質問する	「どう思いますか」「何か気付きはありますか」 「どんな気持ちですか」
掘り下げる	「その意見の裏側にはどんな気持ちがありますか」 「例えばどんな場面ですか」
言い換える	「その意見はこういう意味ですね」 「その意見にはこういった気持ちが込められている のですね」
方向転換をする	「今の意見について皆さんはどう考えますか」 「違った角度で考えてみませんか」
応援する	「素晴らしい意見ですね」「素敵な気付きですね」 「ありがとうございます」 「とても活発な話し合いで素晴らしいですね」
全員を引き入れる	(あまり意見を言わない学習者に) 「今の意見に対してどのように感じられますか」 「同じような体験はありませんか」
対立を歓迎する	「そういった考えもありますね」 「話し合いが深まってきましたね」
視点を変える	「ちょっとだけ視点を変えて考えてみましょうか」
要約する	「どのような意見が出されたかまとめて、確認して みましょうか」

参加体験型人権学習（ワークショップ）は、学習者の主体的な気づきや学びを促します。参加者自らの小さな気づきを生かし、行動化への意識に高めることができるよう、これらの「魔法の言葉」を参考に、ぜひ実践してみましょう。

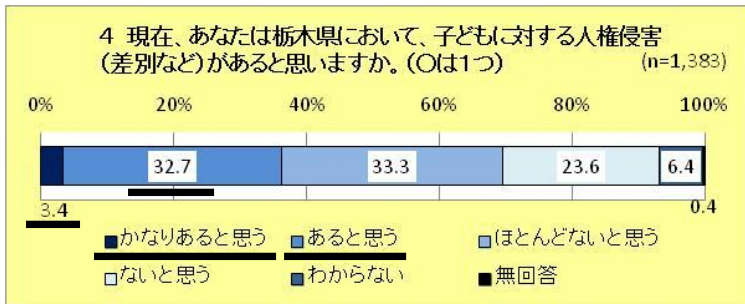
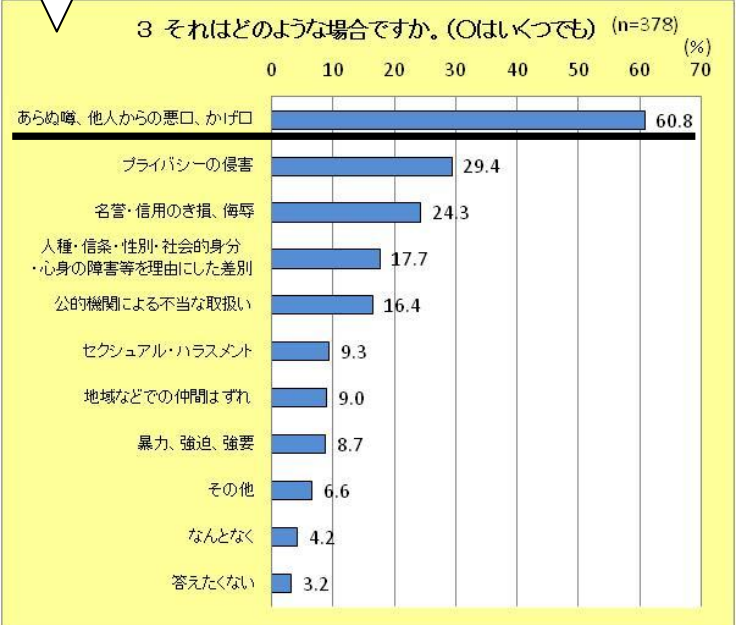
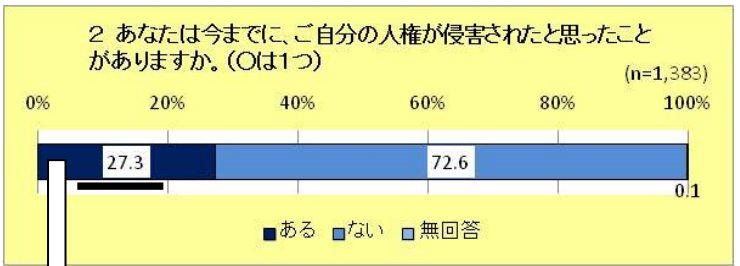


資料1 人権に関する県民意識について—平成22年度「人権に関する県民意識調査」から—

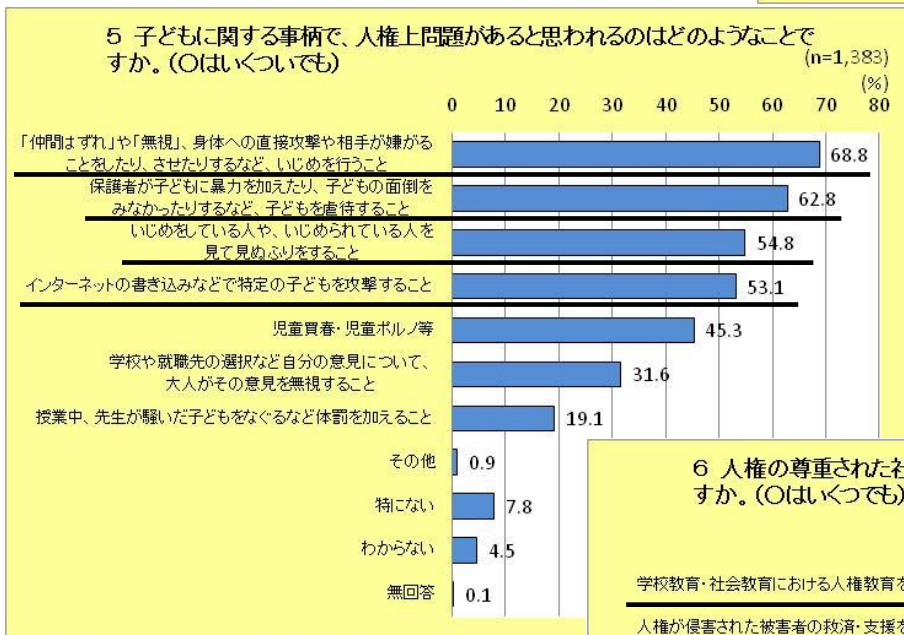
○平成22年度に行われた「人権に関する県民意識調査」から、主に子どもの人権に関する結果を抜粋しました。



☆今の日本は、基本的人権が尊重されている社会であると思うかという問いについて、「いちがいにいいえない」と回答した割合が61.4%と最も高くなりました。また、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことが「ある」と答えた人は27.3%であり、その内容は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が最も多く、60.8%でした。

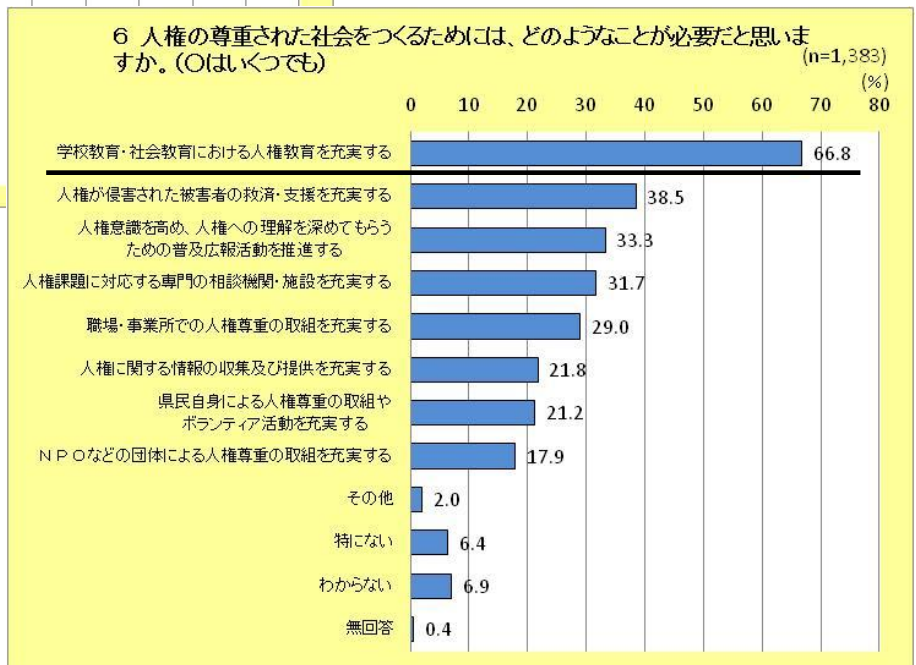


☆子どもに対する人権侵害(差別など)について、「かなりあると思う」「あると思う」と答えた人は36.1%でした。その内容は、仲間はずれや無視等の「いじめを行うこと」が68.8%で最も多く、「子どもを虐待すること」が62.8%、「いじめを傍観すること」が54.8%、「インターネットによる人権侵害」が53.1%と続いています。



☆人権の尊重された社会をつくるために必要なことは、「学校教育・社会教育における人権教育を充実する」が66.8%と最も多くなっています。

★調査結果から、人権が尊重された社会の実現に向け、人権教育を一層推進していくとともに、子どもの人権教育を充実させていくことが必要であることがわかります。



資料2

人権教育をめぐる国内外の主な動き

期 日	主 な 動 き
平成6年 12月 (1994)	<p>「人権教育のための国連10年」決議（1995～2004年）を採択</p> <p>冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化しました。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まりました。</p> <p>平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事でした。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、第49回国連総会（平成6年（1994）年12月）において「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択されました。</p>
平成12年 12月 (2000)	<p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の公布・施行</p> <p>人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、基本計画の策定や財政上の措置などを定めました。</p>
平成14年 3月 (2002)	<p>「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定</p> <p>上記法律第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定されました。計画には、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針、国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等が記述されています。</p>
4月	<p>「栃木県人権教育基本方針」の実施</p> <p>県では、昭和49年から同和教育に関する取組を開始し、平成9年からは、同和教育を人権問題の柱としてとらえ、人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもたせながら、一人一人を大切にする人権尊重を貫く教育として同和教育を推進してきました。この基本方針の決定により、これまで取り組んできた同和教育については、様々な人権問題の中でも重要なものとしてとらえ、残された課題解決に向け、より一層工夫しながら効果的に取り組んでいくこととし、同和教育から人権教育へ発展的に再構築されました。</p>
平成15年 4月 (2003)	<p>「栃木県人権尊重の社会づくり条例」の施行</p> <p>人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的に制定されました。人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針の策定や、人権施策推進審議会の設置が定められています。</p>
平成16年 12月 (2004)	<p>「人権教育のための世界計画」決議を採択</p> <p>「人権教育のための国連10年」の終了を受け、終了期限を設けずに、3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズ（2005～2007）は初等中等教育に焦点をあてることとした世界計画の実施を定めた「人権教育のための世界計画」決議が国連総会において採択されました。なお、第1フェーズ行動計画は、平成19年（2007）9月に、2年延長することが採択されました。</p>
平成17年 (2005)	<p>「人権教育のための世界計画」第1フェーズ（2005～2009年）</p>
平成22年 (2010)	<p>「人権教育のための世界計画」第2フェーズ（2010～2014年）</p> <p>「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてています。</p>
平成23年 3月 (2011)	<p>「人権教育及び研修に関する宣言」を採択</p> <p>人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきであるとの強力なメッセージを国際社会に発信しています。</p>

※ 国連の動き 国の動き 県・県教委の動き

資料 3

子どもの権利条約

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どんなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。



第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、これが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。



第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかのひとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家族を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家族を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。



第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。



第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。

【出典：日本ユニセフ協会抄訳 「子どもの権利条約」】

